

公益社団法人 茨城県作業療法士会
令和2年度 第3回 常任理事会議事録

令和2年11月4日19時00分、Web会議ツールZoomによるWeb会議において、理事12名出席の下、常任理事会を開催し、下記議案に付き全員一致をもって可決確定の上、21時00分散会した。

日時：令和2年11月4日（水） 19：00～21：00

インターネット会議システム ZOOM を使用し、Web 会議形式で実施。

出席：（理事）大場、小森、寺門、山倉、笥、細田、大内、荒井、武士、宇都木、田中、小田部
（総務部）松本

書記：松本、荒井（総務部）

【I 審議事項】

1. 次年度茨城県作業療法士学会開催の可否について（宇都木学会部長） → 継続審議
<審議事項>
 - ・令和3年度の県学会の開催をするか、また開催をどのような形にするかを検討したい。
 - ・学会開催に関して「①集合型で開催②集合とオンライン③オンラインのみ④開催を見送る」の4パターンを考えている。
 - ・県立医療大はネット環境がないため、ポケットWi-Fiなど必要だが、ネット環境が安定していないと大きな研修会は途中映像が止まるなどの不具合が起こる可能性がある。
 - ・ネット環境がある別の会場も検討する必要がある。
 - ・4パターン以外にも録画してオンデマンド形式で配信する方法もある。
 - ・他団体では集合研修を行っている団体も増えてきているため、規模にもよるが集合研修も検討しても良いのではないか。<審議結果>
 - ・県学会は開催予定で進める。演題募集と基調講演の講師の選定などを進めていく。
 - ・コロナの状況によって開催方法変更や場所に関して検討していく必要がある。
 - ・今回はブロック学会と合同開催のため、開催する事を他県士会へお伝えしていく。
 - ・オンラインでの開催の場合、有線でのネット環境にて行う必要があるため会場を含め検討していく。
2. 生活行為工夫情報モデル事業裁量ポイントについて（小田部制度対策部長） → 一部修正の上承認
<審議事項>
 - ・生活行為工夫情報モデル事業に登録した会員に対して裁量ポイントをつけるかを検討したい。
 - ・事例を登録するためには、県士会ホームページの福祉用具相談支援システムに登録の上、生活行為工夫情報モデル事業から登録してもらう必要がある。
 - ・県士会として60事例を目標にしているが、今のところ福祉用具相談システムへの登録者数は50名しかない。
 - ・事例は、写真なども入れてA4一枚程度で入力するため学会発表での事例登録と比べると負担は少ない。<審議結果>
 - ・学会発表が2ポイントなので、1事例で1ポイントが妥当ではないか。
 - ・県学会の自助具コンテストには、毎年5例ほど出ているため発表者へも登録依頼をしていく。
 - ・裁量ポイントは年間2ポイントが上限となっている。地域貢献局の活動などでもポイントが付くため、県士会活動への参加を促すためにも1ポイントが良いのではないか。
 - ・登録について知らない会員も多いと思われるので、研修会開催時やホームページとメーリングリストなどで告知をしていく。
3. 代議員制度について（荒井法人対策委員長） → 継続審議
<審議事項>
 - ・10月22日に司法書士事務所に代議員制度について相談をした。

- ・司法書士より 3 つのことに話があり①代議員制度の導入について②導入時期について③総会開催について相談した。
- ・①代議員制度の導入については各支部で代議員を選出できないと事務局の負担が大きくなる。委任状がスムーズに集まるなら代議員制度のメリットは少ない。医療圏ごとに代議員がきちんと選出できるか検討が必要。
- ・②代議員制度を導入すると代議員で理事の選任をするため、令和 3 年度は役員改選・代議員制度導入の定款の変更、令和 4 年度に代議員制度の導入、令和 5 年度から役員改選は代議員にて行えるようになる。
- ・③総会の開催について代議員制度になると会員の決定権がなくなるため、代議員会ですべて決定することになる。

<審議結果>

- ・代議員制度にすると、総会（代議員会）開催の際に交通費がかかるため財務的なメリットは無いが、今までのやり方だと総会時に活発な意見が出てこないため会員からの意見を吸い上げることは難しい。
- ・代議員制とすることで総会（代議員会）にて活発な意見交換ができると思われるので、代議員制度の導入を進めていく。
- ・令和 3 年度は総会を行い、令和 4 年度から代議員制度が導入できるよう 2/3 の議決を集めて定款変更の承認を得ていく。
- ・日本作業療法士協会と同じようなやり方で代議員制度を導入できるように進めていく。
- ・司法書士は年間契約ではなく、スポット契約する形で相談をしていく。

4. 令和 3 年度予算案について（武士財務部長）

→ 一部修正の上承認

<審議事項>

- ・来年度の予算案と公益目的認定数値についての説明と会費収入減額案について検討したい。
- ・今年度の公益事業の実施が少なかったため、遊休財産が公益認定基準数値を達成するのが難しい。
- ・遊休財産を減らすため、来年度の年会費を 1,000 円減らすと全体で 100 万減収になる。
- ・各部局の予算案（医療圏予算案は未提出であったため、令和 2 年度予算案で算出）を元に遊休財産の目標を 400 万円とすると 5,000 円～7,000 円の間で検討したい。
- ・事務局としては、令和 3 年度の予算を計算したところ会費 6,000 円だと現状の事業が行うことが可能。
- ・遊休財産の 400 万円はあくまで事務局で設定した数値のため、それより多く保有していても公益認定基準数値は達成することができる。
- ・今後、オンラインなどで学会の準備を進めることを考えると支出が予想より増えるのではないかと。
- ・また、研修参加者は減ってきているため、研修参加費の収入が予想の 2/3 減ることが予想される。
- ・研修は対面でやっていると想定して行う。
- ・コロナの状況が予測できないのはしょうがないため、予算案についてはどちらに転んでも大丈夫なようにしなければならない。
- ・予算案ができないと県に出すロードマップも難しい。

<審議結果>

- ・次年度の年会費の減額については、当士会の遊休財産と次年度の事業予定を考えると 2,000 円の減額（会費 6,000 円）が妥当と思われる。
- ・11 月 15 日までに医療圏予算案提出の予定。
- ・医療圏予算案の令和 3 年度予算の事業支出額によっては可変することも考慮する。
- ・会員へは、年会費減額の理由を紙面上で明確にして情報をお知らせする。
- ・次回の理事会が 3 月になってしまうため、メールで年会費の減額について理事に確認をとる。
- ・年内に予算案の作成とそれに合わせてロードマップの作成を進めていく。

5. 医療圏活動におけるコロナ対策ガイドラインについて（田中 CD 統括副部長）

→承認

<審議事項>

- ・CD より企画の運営にあたってのコロナ対策の指針がはっきりしていたほうが良いのではないかといいことでガイドラインの作成を行った。

- ・自治体の動きも鑑みながら行わないといけないが、あくまで県士会としてのガイドラインとフローやチェックリストを作成した。

<審議結果>

- ・今後は、作成したガイドラインと運営に関するフローとチェックリストを使用し実施していく。
- ・イベント開催にあたっては県や国からの指針が出ているが、緩和の方向で動いている。開催にあたっては、国や県の指針と差がないように対応していく。
- ・運営側としては、細心の対策を講じて行っていくが、参加者に関しても参加に関しては自己決定にて参加していただき、何かあった際に運営側が全責任を追うことでは無いと CD には伝えていく。
- ・感染が拡大していく際には、迅速に対応できるようにしていく。また、緩和方向となればガイドラインも逐次変更していく。
- ・現在、学校などでのイベントの開催の際には、家族の承諾書やイベント開催 2 週間前からの検温が必要なため、健康管理シートなども盛り込めると良いと思う。

【Ⅱ報告・連絡事項】

1. 次回常任理事会について

- ・令和 3 年 1 月 17 日（日）9：00～ 茨城県作業療法士会事務所にて開催予定。
- ・状況に応じて 12 月中に常任理事会を行う予定。12 月に入ったら全理事へメールを送り確認していく。

以上